

6-1-1 つくば市筑波山森林体験パーク運営 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、筑波山梅林周辺の自然環境の保全及び森林利用の増進を図り、自然とのふれあいの場を提供し、筑波山観光の活性化を図ることを目的に整備したつくば市筑波山森林体験パーク（以下「森林体験パーク」という。）を活用し、森林体験パーク事業運営に係る賃貸借契約に関し、企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）による事業者の選考に必要な事項を定めるものである。

2 契約概要

(1) 契約名

6-1-1 つくば市筑波山森林体験パーク賃貸借

(2) 契約内容

本契約は、森林体験パークの事業運営に係る賃貸借である。詳細は、別途定めるつくば市筑波山森林体験パーク賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

令和6年(2024年)7月19日から令和11年(2029年)7月18日まで

3 担当部局（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市経済部 観光推進課（市役所コミュニティ棟3階）
電話 029-883-1111（代）
メールアドレス eco042@city.tsukuba.lg.jp

4 プロポーザルの日程

項目	日程
実施要領等公表日	令和6年(2024年)2月15日(木)
参加申込にあたっての 質問書の提出期限	実施要領等公表日から 令和6年(2024年)2月22日(木)まで
質問書に対する回答	令和6年(2024年)2月28日(水) 予定
参加申込書の提出期限	実施要領等公表日から 令和6年(2024年)3月1日(金)まで
参加資格審査結果通知書の発送 企画提案書類の受付開始	令和6年(2024年)3月8日(金) (参加資格を満たしていないと判断された 者の審査結果に対する説明要求書提出期限 令和6年(2024年)3月15日(金)まで) 予定
企画提案書類の提出にあたっての質 問書の提出期限	参加資格結果通知書の発送日から 令和6年(2024年)3月15日(金)まで
質問書に対する回答	令和6年(2024年)3月22日(金) 予定
企画提案書類の提出期限	参加資格結果通知書の発送日から 令和6年(2024年)3月29日(金)まで
プレゼンテーション及びヒアリング 候補者選定委員会による審査	令和6年(2024年)4月17日(水) 予定
企画提案審査結果通知書の発送	令和6年(2024年)4月24日(水) (選定されなかった者の審査結果に対する 説明要求書提出期限 令和6年(2024年)4月30日(火)まで) 予定
契約締結	令和6年(2024年)7月18日(木)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止等の社会情勢により、スケジュールに変更があった場合には、市ホームページからお知らせするものとする。

5 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) ヨーロッパ公的基準EN15567-1の安全基準で設置されたロープコースでの運営を継続して5年以上履行した実績があること。
- (8) ヨーロッパ公的基準EN15567-2に基づく運営を継続して5年以上履行した実績があること。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人概要書（様式2）

ウ 参加資格要件に係る申立書（様式3）

※本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する書類を添付（発行日から3か月以内のもの）すること

エ 事業運営実施体制調書（様式4）

オ 事業運営実績書（様式5）

※5(7)及び5(8)の資格要件にかかる実績を記載すること。また、同資格要件を満たすことを証明する書類を添付すること

(2) 提出部数

各2部（正本1部・副本1部） ※副本は正本の写しで可

(3) 提出期間

令和6年(2024年)2月15日(木)から

令和6年(2024年)3月1日(金)まで

受付時間は平日の8時45分から16時30分までとする。

郵送の場合は令和6年(2024年)3月1日(金)必着とする。

(4) 提出先

「3の担当部局(問合せ先)」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

(6) 質問について

参加表明提出書類に関して、質問がある場合は、原則として以下のアからオの内容に従い、質問を行うこと。

ア 提出書類

参加表明に係る質問書(様式6)

イ 提出期間

令和6年(2024年)2月15日(木)から

令和6年(2024年)2月22日(木)の17時15分まで

ウ 提出先

「3の担当部局(問合せ先)」に同じ

エ 提出方法

メールにより提出(電話にて担当部局まで受信を確認すること)

オ 回答方法

令和6年(2024年)2月28日(水)を目途に本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

7 参加資格の審査及び結果の通知

(1) 審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を審査し、参加申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書をメール及び郵送にて通知する。参加資格を満たしていないと判断された者に対しては、その理由を付して通知する。

参加資格審査結果の通知は令和6年(2024年)3月8日(金)を予定している。

(2) 審査結果に対する説明要求

参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和6年(2024年)3月15日(金)まで、以下のアからウの内容に従い説明を求めることができる。

ア 提出書類

参加資格審査結果に対する説明要求書（様式7）

イ 提出先

「3の担当部局（問合せ先）」に同じ

ウ 提出方法

メールにより提出（電話にて担当部局まで受信を確認すること）

8 企画提案書の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を満たした者は、下記のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の基本的な内容及び様式

企画提案書は、実績、専門性、企画力、技術力、創造性等を含め、観光誘客に効果的かつ利用者の安全面について、以下の事項を記載する。

- ・事業運営（仕様書に掲げる内容）の実施方針
- ・事業運営の実績・安全性に対する取組方針
- ・事業運営の想定収支（5年分）
- ・事業運営スケジュール（月毎）
- ・仕様書に記載した事業運営の内容の他に実施する業務等

企画提案書の様式は、任意とする。また、提案書は、事業者（会社名等）を記載しないこと。

(2) 提出部数

11部

(3) 提出期間

令和6年（2024年）3月8日（金）から

令和6年（2024年）3月29日（金）まで

受付時間は平日の8時45分から16時30分までとする。

郵送の場合は令和6年（2024年）3月29日（金）必着とする。

(4) 提出先

「3の担当部局（問合せ先）」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ただし、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じ追跡可能な郵送方法を検討すること。

(6) 質問について

企画提案書類に関して、質問がある場合は、原則として以下のアからオの内容に従い、質問を行うこと。

ア 提出書類

企画提案に係る質問書（様式8）

イ 提出期間

令和6年(2024年)3月8日(金)から

令和6年(2024年)3月15日(金)の17時15分まで

ウ 提出先

「3の担当部局(問合せ先)」に同じ

エ 提出方法

メールにより提出(電話にて担当部局まで受信を確認すること)

オ 回答方法

令和6年(2024年)3月22日(金)を目途に本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

9 企画提案審査

(1) 候補者選定委員会の設置

適正な審査を実施するため、候補者選定委員会を設置し、企画提案に係る審査及び評価を実施し、本契約の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 書面審査

参加資格が確認された者から提出された企画提案書類について審査を行う。

(3) ヒアリング(プレゼンテーション)審査

ア 実施日

令和6年(2024年)4月17日(水)

※正式な日時や集合場所等は参加資格審査結果通知書にて通知する。

イ 実施場所

つくば市役所

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

ウ 出席者

出席者は3名以内とし、本業務の担当者1名以上は必ず出席すること。

エ 説明時間

説明は20分以内、質疑応答は10分以内とする。

オ 留意事項

(ア) 審査は全て非公開にて行う。

(イ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ウ) プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは参加事業者が用意すること。

(エ) 持ち込んだ機材が正常に作動しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(オ) 新型コロナウイルス感染症等の社会情勢により、プレゼンテーション審査が開催困難な場合には、別途方法を検討し、参加表明した者に連絡する。

(4) 企画提案審査

参加資格が確認された者から提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「選定基準」に基づいて評価し、提案者毎に各委員による評価点の合計で順位を付け、最上位の者を契約予定者として選定する。

(5) 選定基準

別紙「選定基準」を参照のこと。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査の結果は、令和6年(2024年)4月24日(水)に次のとおり通知する予定である。

ア 契約予定者に特定された者

契約予定者に特定された旨について通知する。

イ 契約予定者に特定されなかった者

特定されなかった旨及びその理由を通知する。

ウ 通知方法

メール及び文書にて通知する(メールにて通知後、文書発送を行う)

エ 審査内容

非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査結果に対する説明要求

特定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和6年(2024年)4月30日(火)まで説明を求めることができる。

方法は、7(2)アからウと同様とする。ただし、アの様式については、様式9を使用すること。

(3) 契約及び公表

ア 契約予定者との契約

契約予定者と随意契約により契約を締結する。

イ 審査結果の公表

つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン第16条に基づき公表する。

11 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (4) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他、審査委員会が適当でないと判断した場合

12 無効となる提出書類について

次の各号いずれかに該当する場合には、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、受託者の選定以外に使用しないものとする。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができるが、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

14 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(別紙)

6-1-1 つくば市筑波山森林体験パーク運営
公募型プロポーザル選定基準

この選定基準は、6-1-1 つくば市筑波山森林体験パーク運営の公募型プロポーザルを実施するにあたり、市が設置する候補者選定委員会における選定（審査）基準等を定めるものである。（配点は全体で50点満点とする）

項目	評価の着目点	配点	様式
1	事業運営の実施方針に対する評価	10	任意様式
2	事業運営実績に対する評価	5	
3	安全性の取組方針に対する評価	10	
4	事業運営の想定収支（5年分）に対する評価	5	
5	事業運営スケジュールに対する評価	5	
6	事業運営の内容の他に実施する業務等に対する評価	5	
7	質問に対する応答が明確か	5	—
8	取組意欲が伝わってくるか	5	

- ・配点が10点の場合は2～10点の間で、5点の場合は1～5点の間で採点する。
（数字が大きいほうが評価が高い）
- ・各委員の得点を合計し、その平均点を提案者の得点とする。ただし、その得点が30点を下回った場合は失格とする。